



令和8年3月27日
日本下水道事業団

令和8年度から適用する、設計業務委託における入札契約制度等の改定について

日本下水道事業団（JS）では、担い手確保の取組の推進、不調・不落抑制、業界団体等との意見交換等を踏まえ、設計業務委託における入札契約制度等を改定いたします。

入札契約制度等改定の概要

（1）管理技術者の要件緩和

- ・必要工種が建築のみの業務（建築単体業務）において、管理技術者の資格要件に、一級建築士を加える（現行資格要件：技術士又はRCCM）
- ・対象業務：終末処理場・ポンプ場実施設計業務委託、終末処理場・ポンプ場耐震耐津波診断調査業務委託又は終末処理場・ポンプ場ストックマネジメント実施方針（全体計画及び実施計画）策定業務委託に限る

（2）担当技術者（基本計画策定業務以外）の要件緩和

- ・資格要件について、管理技術者の資格要件である技術士、RCCMを加える（建築工種除く）（R7年度にRCCMを管理技術者の資格要件に追加）
- ・資格要件について、下水道技術検定第1種及び第2種の合格者を加える（建築工種除く）

（3）照査技術者の要件緩和

- ・資格・実績要件について、管理技術者の資格要件であるRCCMを加える（建築工種除く）
（R7年度にRCCMを管理技術者の資格要件に追加）

（4）担当技術者（基本計画策定業務）の要件緩和

- ・実務経験年数による実績を加える（R6まで資格要件としていた要件を加える）
- ・資格要件について、管理技術者の資格要件である技術士、RCCMを加える（建築工種除く）（R7年度にRCCMを管理技術者の資格要件に追加）

（5）ウィークリースタンス実施要領の制定

- ・これまでの実務運用を反映したウィークリースタンス実施要領を公表

摘要

令和8年4月1日以降に公告する工事から適用する

ウィークリースタンス実施要領（設計業務委託）

URL : https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-B.html

<問い合わせ先>

事業統括部技術監理課

技術監理課長 米澤 啓太

TEL: 03-6892-2011



設計業務委託における資格に係る要件緩和

管理技術者

- 建築単体業務の管理技術者資格を追加
 - ・ 必要工種が建築のみの業務（建築単体業務）に限定し、管理技術者の資格要件に、一級建築士を追加する
 - ・ 終末処理場・ポンプ場実施設計業務委託、終末処理場・ポンプ場耐震耐津波診断調査業務委託、終末処理場・ポンプ場ストックマネジメント実施方針（全体計画及び実施計画）策定業務委託 に適用

令和8年3月31日までに公告する工事

- 1) 資格要件
 - ①又は②のいずれかを満たす者。
 - ① 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一般及び下水道」とする者に限る。））の資格を有する者。
 - ② RCCM（専門技術部門：下水道）の資格を有する者。（追加）

令和8年4月1日以降に公告する工事

- 1) 資格要件
 - ①又は②のいずれかを満たす者。
 - ① 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一般及び下水道」とする者に限る。））の資格を有する者。
 - ② RCCM（専門技術部門：下水道）の資格を有する者。
- 2) 資格要件（必要職種が建築のみの場合）
 - ①～③のいずれかを満たす者。
 - ① 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一般及び下水道」とする者に限る。））の資格を有する者。
 - ② RCCM（専門技術部門：下水道）の資格を有する者。
 - ③ 1級建築士の資格を有する者。

照査技術者

- 照査技術者資格を追加
 - ・ RCCM（下水道）を追加
 - ※ R7.4.1～ 管理技術者資格に追加した内容と同じ

設計担当技術者

- 設計担当技術者資格を追加
 - ・ 技術士（下水道、総合技術管理）、RCCM（下水道）を追加
 - ※ R7.4.1～ 管理技術者資格に追加した内容と同じ
 - ・ 下水道技術検定1種、2種合格者を追加（SM・耐震、実施設計）
 - ・ 建築工種（SM・耐震、実施設計）は変更なし
 - ・ 実務経験運用を追加（R6要件と同じものを追加）

令和8年3月31日までに公告する工事

- 1) 資格要件（土木、機械、電気）
 - 管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」で定める年数以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査（ただし、試験研究に関する調査を除く。）の業務に係る実務経験を有する者。

令和8年4月1日以降に公告する工事

- 1) 資格要件（土木、機械、電気）
 - ①～④のいずれかを満たす者。
 - ① **技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一般及び下水道」とする者に限る。））の資格を有する者。**
 - ② **RCCM（専門技術部門：下水道）の資格を有する者。**
 - ③ **下水道技術検定1種又は下水道技術検定2種を合格している者。**
 - ④ 管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」で定める年数以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査（ただし、試験研究に関する調査を除く。）の業務に係る実務経験を有する者。